

よくある質問

質問	回答
東京都の介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業または特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業の支給を受けているが、新宿区の介護・障害福祉サービス等事業者物価高騰緊急対応補助金の併給は可能か。	可能です。
午前と午後の2回デイサービスを提供しているが、午前の定員15人、午後の定員15人の場合、30人を上限としてよいか。	サービス1回あたりの最大受け入れ人数が上限となるため、上限は15人になります。
登録者名簿を記載することとあるが、これは契約者全員書かなくてはいけないのか。	定員数分の新宿区民がいれば、その方々を記載して、残りは「外●名」の記載で構いません。
請求書の押印は代表者の認印でよいか。	法人名と代表者（代表取締役・理事長等）が刻印されている印を押印してください。 刻印例：●●株式会社 代表取締役印
令和7年1月1日時点の区民登録者数の人数が、他の営業月より少ないので、基準日を変更してもよいか。	令和7年1月1日時点の区民登録者人数で補助対象額を計算してください。 但し、開設日が令和7年1月1日以降の場合、翌月1日の区民登録者人数で計算してください。 （3月開設は、3月1日の区民登録者人数で計算してください）